

年末年始における注意喚起

令和 6 年 12 月 20 日
在シェムリアップ領事事務所

年末年始期間は、日本を含む多くの外国人旅行者がアンコールワット遺跡観光でシェムリアップを訪れます。安全な渡航のため、当事務所ウェブページに掲載されている「シェムリアップへの渡航に関する注意事項」(https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000091.html)及び海外安全ホームページ(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_004.html)を参照いただき、「たびレジ」登録等をお願いします。

1 安全対策

年末年始期間は、例年、多数の外国人観光客が訪れるため、スリ・ひったくり・置き引き・ホテル客室への侵入窃盗といった犯罪被害に遭うリスクが高まります。また、カンボジアでは、交通法規に対する遵法意識が日本に比べ低く、交通事故が多発しています。具体的には、自転車やバイクに乗車中の事故、トゥクトウクの横転・追突事故、観光スポットや市街地を歩行中にバイクにひかれる事故などが発生しています。こうした状況を踏まえ、シェムリアップ州警察は、年末年始期間の犯罪及び事故の未然防止のため、特別警戒活動を実施していますが、外出の際には、特に貴重品の管理に加え、交通事故に遭わないようご注意ください。

2 パスポート

カンボジアへの入国は、パスポートの残存有効期間 6 ヶ月以上が要件になっています。また、年末年始期間にパスポートを紛失されると、手続きに日数を要し、滞在日程の変更を余儀なくされます。パスポートの管理には十分にご注意ください。万が一に備え、戸籍謄本を取得しておくのも一案です。パスポートが見当たらない場合には、先ず手荷物を入念に確認してください。その後、滞在した宿や提示した施設等に置き忘れていないか問い合わせてください。

【参考】パスポート紛失・盗難時の手続き(在カンボジア日本大使館ホームページ)

https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport_lost.html

3 海外傷害保険

年末年始期間にクレジットカード付帯でキャッシュレス受診を利用する場合、日本側での利用条件確認に時間を要し、全額立て替えとなるケースがあります。また、カンボジア国内の医療機関で治療困難な場合には、近隣諸国や日本に医療搬送する必要が生じ、多額の費用を要します。そうした事態に備え、移送費用もカバーできる海外傷害保険を購入しておくことを強くお勧めします。

4 領事事務所閉館時の緊急連絡先

当事務所は、12 月 28 日(土)から 1 月 5 日(日)まで、閉館いたします。閉館時における緊急の用件は、緊急連絡先(023-962-664(国番号:855)) に対応しております。

(了)